

## 第41回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

### 会議録概要（委員発言要旨）

平成21年7月30日（木）

#### 会議の成立

委員総数14名 出席委員数8名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 荒井、井上、浦西、小野寺、田巻、橋本

#### 配布資料について

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1、第39回会議録概要

〔中山座長〕

- ・その他、委員からの提出資料等はない。

#### 前回（第40回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・第37回から3回に亘って協議を重ねてきた前文の内容が、ほぼ固まってきた。
- ・一部修正が必要ということで3点ほど宿題として預かっていたものがあるが、それについては後ほど説明する。
- ・その後、条文及び解説文の確認作業に移り、第3条（条例の位置付け）から第6条（市民参加の原則）までを検討した。
- ・そのうち、第4条（基本理念）の第2項を「自由な意思と責任を持ち、相互に支え合い」というように変更し、また、第6条（市民参加の原則）では、「市政へ市民の意思を」という表現を逆にして「市民の意思を市政に反映させる」と修正した。
- ・第6条の解説文の後段、「参加しないことに対して不利益を受けない」の部分は、第9条で具体的に謳うこととした。
- ・その他については、特に大きな修正はなかった。

## 前文について

〔中山座長〕

- ・前回の会議で提示した前文案について3点ほど宿題を貰っていた。第40回資料1を見ながら説明する。
- ・1点目、第2段落の「生かしつつ」と、第3段落の「活かされる」の文字の違いだが、公的な文書では通常「生」を使われている。その理由は「活」を「いかす」と読むのは常用外であるということ。それを踏まえ、公的な文書として暫く残るものであれば、国語として認められている常用漢字の「生」のみを使う方が良いと判断した。前回の会議では「活」でも良いのではという話だったが、そうすると私的文書な要素が出てくるので、この条例では「生」で統一したいがどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・今は他の条文や解説文でも入り混じっている状況なので、統一するのであれば、最終的に整理していく。

〔中山座長〕

- ・特に、条例では使っていけないなどということはないか。他では使っている所もあると思うが、「活かす」を「いかす」と読むのは常用ではないので、我々は「生」を使う。
- ・2点目、「いける」と「ゆける」の違いだが、これはどちらを使っても構わないようだが、なるべく格調高く書くには「ゆける」の方が聞き良いということらしい。ということで、この条例の中では、よほど変な形にならない限り「ゆける」を使っていきたい。
- ・3点目、第2段落の「困難も喜びも共に乗り越え共に享受していく」という書き方、国語的にまともに表すと「困難を共に乗り越え、喜びを共に享受する」となるが、これを読むと少し稚拙な印象を受ける。そこで、前半に主語を固めて後に述語をまとめることで少し格調高い文章にしたという経緯があった。前回もそういった話をしたが、あらためて考えてみても、その方が良いと感じた。このような使い方は一般的にあるようなので、「喜びも乗り越える」と解釈するのは少し意地悪なのかもしれない。
- ・以上、3点について何かないか。特に意見がないようなので、このように整理する。

## 条例素案（個別条文）の確認

第7条（協働の原則）

〔中山座長〕

- ・第7条と8条のオレンジ色（地域特性と独自性）の部分は重複している箇所である。お互いに議論の中で、共働は地域自治と地域の公平な発展が最も大きく絡んでいたと思うが、ここはまとめて検討しても良いか。

〔笠原委員〕

- ・まず8条の方は、1市3町の元々別な行政単位だったものを前提として考えたと思う。だから8条のオレンジ部分の地域と言う部分をもう少し明示すれば、重複するという形

にはならないと思う。

- ・そして後半に出ている「自主性」と「独自性」の意味も違ってくると思う。自主性と言うのは、主体性がその前にはあり、今は主体的に取り組むと言う事なので、第7条の「独自性が活かされる」の（「活」「生」になる）意味も違ってくると思う。
- ・7条の解説の3～4行目の部分「協働のまちづくり」は、広報などで相内や美山地区など色々と周知されているが、4行目の「行政が関わる分野」の場合は、具体的に町内会を中心とした狭い地域での連携や協力という形が今現実に推進されている。
- ・8条の「地域」と言うのは、あくまでも3自治区を基本的に考えていると言う事で、この印がもう少し表現できれば重複した形にはならないと思う。
- ・7条と8条のオレンジ部分は、区別するように分かり易くした方が良く思う。

〔中山座長〕

- ・では8条の事を頭に入れながら、7条を検討する。
- ・各条項がしっかりと役割を持てるようにする事を頭に入れて検討したい。

〔水口委員〕

- ・この場合「地域」と言う事が、「自治区」の言葉との絡みをどう表現するかが難しい所だと思う。受け止め方が違うと思うし、その辺の整理をしないと使い分けるのは難しいと思う。
- ・地域といっても自治区になるのか、或いは自治区が地域になるのか、言葉の使い分けをきちんとしないと誤解を招く恐れがあると思う。

〔杉本委員〕

- ・8条の「地域」の部分で「自治区」に代えても良い気がする。

〔水口委員〕

- ・私もその方が良いような気がする。8条は自治区の事を言っていると思う。「地域」は「自治区」に代えた方が分かり易いと思う。全体のバランスはどうか判断は付かないが、その辺の区分けをしておかないと言葉の意味が混乱する可能性はあると思う。

〔中山座長〕

- ・地域と言うものは何なのかと言う事があると思う。
- ・8条は自治区と言う言葉を前面に出せば、はっきりとした役割の違いを出す事が出来ると思う。
- ・では7条から検討に入りたい。
- ・笠原、水口、杉本委員から出された「地域」と言う言葉から入りたいと思うが、「地域の特性と独自性が活かされた」の部分の「地域の特性」は、このままで良いか。

〔事務局～企画課長〕

- ・地域といった場合、自治区とすぐ結びつきそうなイメージが出てくる。だから第8条の方は、地域をもう少し自治区と言う言葉を明確に謳おうという事で、自治区をきちんとこれからも位置付けをし、協議会や総合支所を置く事に繋がっていくと思う。
- ・共働と言うのは、変に地域を小さく捉えられると、共働の意味がだんだんと小さくなっていくのではないかと気になる部分である。

〔杉本委員〕

- ・7条では生活観念という市民の生活観に基づいて環境整備などをやって行くものだと思う。市民生活に基づいたような言葉でも良いかもしれないと思うが。

〔中山座長〕

- ・「地域の」から始まり「個性豊かで・・・」では、ある特徴のある部分だけ取り出しているような感じがする。

〔杉本委員〕

- ・まちづくりという部分だけ特化している感じを受ける。そうではなくてきちんとした市民生活が送れる事を目的とした観念を持ち、色々な政策をやって行くものだと思う。

〔中山座長〕

- ・具体的な言葉にするとどういう言葉が良いと思うか。

〔高橋委員〕

- ・オレンジ色で書かれていると浮いて見える。この部分を入れなくても意味が通るような気がするが。

〔合田委員〕

- ・このオレンジの部分がなくとも意味が通じると思う。

〔中山座長〕

- ・そうなるものすごく簡潔な文章になってしまうと思うが。何を言いたいのかわからない気がする。

〔杉本委員〕

- ・個性豊かでなくとも良い気がする。皆が幸せな生活を目指して行くことだと思う。

〔中山座長〕

- ・私も個性豊かなという部分は気になる。

〔杉本委員〕

- ・より良いまちづくりを推進するでも良いと思うが。それだとまちづくりという言葉が引っかかるが。または生活環境をつくるなどはどうか。

〔合田委員〕

- ・共働と言う意味を言葉にすると、共生と連携と言う言葉になると思う。責任を認識し、共生と連携と言う言葉が、むしろ共働と言う言葉を噛み砕いた形で入り、「・・・まちづくりを推進するよう共に取り組むものとする。」ではどうか。

〔笠原委員〕

- ・解説の部分で10ページの4行目の部分は、これまでの協働のまちづくりの部分であったが、それと同時に11ページの上から5行目「市民同士の領域を強化する」の部分と、広域というか地域的にも広げるという解説をしていただくと、オレンジ色の「地域の特性と独自性が活かされた」と言う部分を削除したとしても、最終的には「共に取り組む」ということが眼目だと思うので良いと感じる。
- ・ただ取り組み方がこれまでの狭い地域もあり得るし、行政と住民の協力や連携の協力働きもあり得るが、特に不十分であった領域や広域的な関係についても、取り組んでいく意思を表していくという中味になると思う。この部分を解説に付け加えていただければ良いと思う。

- ・後は表現については、「共に取り組む」が残れば良いと思う。
- ・共生や連携を入れると、ダブル気がする。

〔中山座長〕

- ・確かに「共に取り組む」と書いてある。

〔笠原委員〕

- ・それ以上の部分は、目的だとか理念と言う事は他に散らばっているので良いのでは。シンプルと言えばシンプルだが。

〔中山座長〕

- ・市民参加の原則もシンプルなので、それ以上のことは後の条項で書き込むので良い気がする。

〔高橋委員〕

- ・その話をした時に、自主的になど人任せにしないという事があったと思うが。

〔中山座長〕

- ・それは手法に近い、もっと具体的な内容になってくると思う。それは第 8 章で記載すると良い。
- ・そうすると「地域の特性と・・個性豊かで」までを削除するか。ない方が後の地域自治の原則と重なる部分がなくなり、よりはっきりとする気がする。
- ・先ほど笠原委員からの共働に関する部分で、「協働」で不十分であったものを、合併後の市民が想いをひとつにして、大きなところまで入っていると思う。
- ・どちらかと言うと最初に言われた 10 ページの解説 3 行目に、「市民と行政が関わる分野」と言う事を少し細かく書き入れた方が良いと思う。この部分を書くとするとういうようになるのか。何を追加したら良いか。

〔高橋委員〕

- ・相互理解と信頼関係でかなりの事を言っていると思う。

〔笠原委員〕

- ・問題なのは「協働」から「共働」へなぜ変えたかの説明が、解説を読んだときに理解・認識をしてもらえる事が、この条例の目玉の 1 つになると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・2～3 ページに条例の特徴的な内容という事で、協働から共働に変わった事が記載されている。11 ページ解説に書くとすれば、3 ページの下から 1 2 行目の「旧北見市では・・・」と言う部分をもう一度入れても良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・その方が良いと思う。

〔水口委員〕

- ・この説明があれば、大分理解してもらえるのでは。

〔中山座長〕

- ・ここを全部ではなく、抜粋して。

〔逢坂副座長〕

- ・エッセンスだけで、追加しても良いという事だと思うが。

〔事務局～企画課長〕

- ・少し言葉を変えながら書いていく。

〔逢坂副座長〕

- ・言葉が重複しないで、思いをここでもう一度表現すると良いと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・この部分はもう一度事務局の方でも考えてみる。

〔中山座長〕

- ・今、笠原委員が言われた部分は、共働きとの違いを強調するために、3ページの「旧北見市では・・・」からの部分をまとめなおして、解説の中に加えるという事にさせていただきたい。結果に関しては、次回に報告をしたい。
- ・共働きの原則第7条に関してまとめたいと思う。
- ・オレンジの部分「地域の特性と独自性が活かされた個性豊かで」の部分削除する。
- ・今ある「協働」から「共働」への移行についての解説文では、理由が少し分かりづらいので3ページの下の部分から意味を取ってきて、もう少しボリュームを増したい。この解説に付け加える作業を、事務局にお願いする。

〔高橋委員〕

- ・解説の下から2行目「行政の関与を受けない」という部分は要らないと思う。受ける受けないは、その時によって変わると思うから。

〔笠原委員〕

- ・いらないと思う。「市民独自・・・」が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・独自性が出ていれば良いと思う。
- ・10ページの下4行は、今の変更に合わせて修正したいと思う。

〔合田委員〕

- ・先ほど「魅力あるまちづくり」の前に「より」という言葉を付けると言っていなかったか。

〔中山座長〕

- ・「より良い」ということが出ていたと思うが、「より魅力ある」か。

〔事務局～企画課長〕

- ・第1条の(目的)で「自立したより良い地域社会を・・・」で使っている。前進しようと言う事を前面に出そうということであった。

〔中山座長〕

- ・「より魅力ある」であれば、今までどういう魅力であったのかという事も書かなくてはいけなくなると思うので、ここでは使わずに。

〔合田委員〕

- ・分かりました。

〔中山座長〕

- ・大きな宿題が出てしまったが、次回までに報告をさせていただきたい。

〔高橋委員〕

- ・10 ページ解説の下から 4 行目「協働のまちづくりを推進してきましたが・・・」の「が」の使い方だが、前回か前々回でやったが否定的だと思う。

〔中山座長〕

- ・この事は了解を得たと思う。「推進してきました、しかしその内容は・・・」という事で繋がると思うが。

〔高橋委員〕

- ・否定しても良いのかと思った。
- ・また「このことはもちろん大切なことですが」と否定はしていないが、今までやってきたということを否定している感じを受ける。

〔逢坂副座長〕

- ・大切であり、更にというように解釈も出来ると思うが。

〔中山座長〕

- ・この文章は変わってしまうので、その時に確認したいと思う。

#### 第 8 条（地域自治の原則）

〔中山座長〕

- ・第 7 条で「地域の特性と独自性」を削除した。この事を踏まえて検討したいと思う。
- ・オレンジ色の「地域の特性と自主性を尊重する」部分を、「自治区」とすると良いのではないかと言う案が出ていたが。
- ・地域自治の原則は、基本的には自治区同士の連携の原則だと思うが。そこで自治区と言う言葉はどうだろうか。
- ・事務局に確認だが、この自治区と言う言葉は残ると思うが、例えば自治区と言う呼び方が変わるという可能性はあるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・ここで地域といった時に、皆さんそれぞれの旧市町単位のイメージをするので、その地域を受けて、第 9 章で自治区の設置という事で、章立てになって出てきている。
- ・流れとしてはそれでも良いと思う。第 7 条で地域が消えたので、その意味ではこの地域と言うのは、自治区の意味の流れがあると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・地域自治の原則のところでは仮に、自治区と言う言葉を使った場合、自治区の設置と言うのは、後ろの第 9 章で出てくるので、順序的な問題はないか。
- ・それを前提として、ここでいきなり自治区と言う言葉を使うという事は、仕組み上どうなのだろうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・その点が気になり、第 7 条で「地域」と言う言葉の重複が消え、第 8 条がこのままで行ったとしても良いのかと。
- ・そうなれば第 9 章の自治区の設置に、うまく結びついて行くと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・第 7 条で「地域」が消えたので、ここはこのままにして置いて、その後第 9 章で自治区

の設置に流れ込むという形が良いかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・ただ逆に言うと合併時には既に、各地区ごとに自治区設置をする事を前提とした合併だったので、第8条で自治区設置という事を明示してもさほど矛盾はないと思う。
- ・地域の受け取り方が色々難しいので、むしろ限定をした方がかえって分かり易いと思う。
- ・第9章については、具体的な中味を言っているので、この構成で問題はないと思う。

〔水口委員〕

- ・笠原委員の意見のように、自治区と書いてもらった方がはっきりと分かると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・この条では、自治区設置する事を謳っている条ではない。

〔杉本委員〕

- ・副座長が心配しているのも分かるが、先に言葉が出てしまい、後で説明するという法令の形は結構ある。だから先に自治区と言う言葉が出ていてもおかしくないと思う。

〔水口委員〕

- ・その方が読んだ人が分かり易いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・確かに自治区は既成の事実だから、後ろに入れるや前に入れるということは、案外おかしいのかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・順序的に定義をしていくので、自治区の設置条例が出てくる前に自治区の言葉が出てきたので、変だと感じるのも分かる。

〔逢坂副座長〕

- ・しかし実際にもう仕組みが動いており、これは既成事実の上で作っているわけだから、先に出てきても良いのかもしれない。

〔高橋委員〕

- ・9章を見ても、今は自治区の事しか書いていない。他の事も書いていくとどうだろうか。

〔中山座長〕

- ・地域にしておく、何故地域なのかという気もする。
- ・三原委員はどう思うか。自治区の方がはっきりとして良いだろうか。

〔三原委員〕

- ・その方が分かりやすく良いと思う。

〔中山座長〕

- ・それでは、この「地域の特性・・・」の「地域」を「自治区」に変え「自治区の特性と自主性を尊重する」とする。
- ・その他、笠原委員、何か足りないものはあるか。

〔笠原委員〕

- ・これで大丈夫だと思う。
- ・1ページの基本条例の概要の一番下の部分で既に、自治区設置と言う内容で「・・・北見市独自の自治区制度を設けることが確認されました」と書いてあるので、このまづく



り条例で自治区を設置するわけではなくて、もう合併時の確認として出されたもので、後は追認するだけのものだと思う。

〔中山座長〕

- ・それでは地域自治の原則に関しては、そのままで行きたいと思うが、1つ変える部分は、「地域」を「自治区」に直すということ。

〔杉本委員〕

- ・これは自治区だけではなく、「各自治区」にした方が良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・自治区と言うのは、「各」の事だと思うので、このままで良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・自治区制度みたいな言い方もある。

〔笠原委員〕

- ・制度になると、今後また検討される事になるので、その辺は第9章で行った方が良く思う。

〔高橋委員〕

- ・解説の1行目「全国でも4番目に大きなまち」とあるが、北見市の人は面積だと分かると思うが、大きさだけが漠然としている感じを受ける。
- ・次の「大きく」は複合的な大きさの意味があると思うので、もう少し具体的に表現した方が良く思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・最初の「大きな」は面積の意味。

〔中山座長〕

- ・我々は知っているので何も感じなかったが、他の人からするとその様に感じるかもしれない。

〔高橋委員〕

- ・解説の2行目で「まちが大きくなることにより」というのは、更に意味が広くなるという事だと思うので、最初の方は面積と言う事で良く思う。

〔杉本委員〕

- ・「広い」ではどうだろうか。

〔逢坂副座長〕

- ・「広い」の方が良いかもしれない。

〔中山座長〕

- ・では今の意見をまとめたいと思う。
- ・「大きなまち」を「広いまち」に修正し「全国でも4番目に広いまちとなりました」に変更する。
- ・2行目「まちが大きくなることにより」はこのままとする。
- ・詳しくは第8章と9章で検討したい。

〔事務局～企画課長〕

- ・今の経過から、解説の4行目「地域の特性と自主性」を「自治区の特性と自主性」に変

更する。

〔中山座長〕

- ・「地域」と言う部分は、全部「自治区」に直す。
- ・3行目の最初の「地域が疲弊」の「地域」はどうなるのか。

〔逢坂副座長〕

- ・これはこのままの方が良い。

### 第3章 市民 第9条（市民の権利）

〔中山座長〕

- ・それでは、次に第3章市民、第9条（市民の権利）に入りたいと思う。
- ・この第9条の解説の最後の部分に、40回目で検討した第6条の解説のオレンジの部分「なお、市民は参加をしないことにより不利益な扱いを受けたり、参加を強制されるものではありません。」を入れる事になる。
- ・事務局から、第3項の「参加」が1号と2号で重なる点が気になるということで、オレンジ色にしているが、皆さんの意見を伺いたい。
- ・オレンジ色（参加）の部分を事務局の方から説明願いたい。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・第3項の1号と2号にそれぞれ「参加」とある。
- ・第2号の「参加」というのは、「それぞれの過程に参加する権利」という事で「参加」と言う言葉がすんなりと来ると思うが、第1号では「意見表明、提案又は参加する権利」とあり、これは何に参加するのかという事が出てくる。
- ・元々たたき台の部分では、この部分が「まちづくりを主体的に行い、または参加する権利」となっていたものが、議論の結果「意見表明、提案」という言葉を具体的に付け加えた方が良くという事で、今の第1号の形になった。
- ・そして、そのまま「参加」が、第1号と2号で重複した形で残っているので、この「参加」の違い、意味を検討していただきたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・第2号の「参加」は問題ないと思うが、第1号の「参加」はどういう事を想定・イメージをしているのかを検討したい。

〔中山座長〕

- ・第1号を具体的に書いてしまうと、第2号とのレベルの違いが出ると思う。
- ・第2号は「それぞれ市政への参加」だが、第1号はその中の個別な事に関して具体的に書いているような気がする。

〔杉本委員〕

- ・どちらにしても対行政のような雰囲気がある。自分で行うのだから第3項ではそのことだけを言っているわけではないと思う。
- ・1項と2項は同じ事を言っているような気がする。

〔水口委員〕

- ・2号に1号が入っている感じがする。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・1回目のたたき台の時には、1号がまちづくりを、2号が市政に関する事に分けてたため2つあったが、それが1号の方はまちづくりという言葉が消えたので、杉本委員のいうようなイメージに取れると思う。

〔中山座長〕

- ・こうやって見ると、1号も2号も市政への参加に見えるので、おかしい感じがする。

〔逢坂副座長〕

- ・そうなると訂正する前のたたき台では、
  - (1) まちづくりを主体的に行い、または参加する権利
  - (2) 市政に関する立案、実施及び評価のそれぞれの過程に参加する権利ということで、ここでは意見表明の要素が入っていないので、両方とも旧案では「参加」で良いのかもしれない。
- ・今の案になった時の1号の「意見表明と提案」と言うと「確認」の事だと思う。
- ・2号では「市政に関するそれぞれの過程」と言うと「プロセス」の事だと思う。
- ・この辺をどのような解釈をするのかと言う事だと思う。

〔中山座長〕

- ・「それぞれの過程」と書いてしまうと、意見表明も全部入ると思うのだが。

〔逢坂副座長〕

- ・元の方がすっきりとする感じがする。

〔杉本委員〕

- ・普通の提案とパブリックコメントがあり、そして検討した結果、意見表明と言う形になったと思う。後の提案は、通常の状態の事だったと思う。

〔中山座長〕

- ・パブリックコメントに関しては、信頼の確保のところでは具体化している。
- ・前の文章を読んでも「まちづくりを主体的に行い、または参加する権利」となっており、これが1号に来た方がすっきりとして良い気がする。
- ・「主体的」と言うと、「自ら」という意味になると思う。

〔杉本委員〕

- ・まちづくりと言う組織なのだが、例えば行政だけではなくて、商工会議所や他の企業などの団体にも、自由に意見を言える範囲を持っていても良い気がする。だからまちづくりと言うのは、ターゲットを自由に言える事も考えられると思うが。
- ・ただ単純に、行政に対する意見だけではなくて、色々な企業や団体に対しても、まちづくり的な観点を持っていれば言えると思う。
- ・そう言うニュアンスがあった方が、1号では良い気がする。だからここでは、ターゲットをある程度出した方が良い気がする。

〔水口委員〕

- ・ただ、このまちづくり条例と言うのは、行政の範囲の中でやるもの。商工会議所や他の団体と言う事は避けるべきだと思う。
- ・あくまでも行政とまちづくりと言う事を主体的に考えて行かなければいけない。

- ・例えば商工会と言うと、他に農協など様々な組織がある。これはその組織内でやってもらう事であり、我々が今求めている事は、あくまでも行政とまちづくりという事を基本に考えて使い分けして行く必要があると思う。
- ・だからこの文面から行くと、「市政並びにまちづくりに関するそれぞれの過程に参加する」としてはどうか。
- ・ただ「過程に参加する」と言う言葉で十分かどうかは気になるが。網羅する言葉の方が分かりやすい気もするが。

〔高橋委員〕

- ・1号と2号をまとめても良いと思う。

〔中山座長〕

- ・まとめるとすると、1号となるのはおかしくなると思うが。

〔高橋委員〕

- ・1号がないので、「次に掲げる」がなくなり、「ほか（まとめる）権利を有する」という事では。

〔杉本委員〕

- ・そうなると自治会などはどうなるのか。ただ、水口委員の言ってることも最もな気がするが。

〔水口委員〕

- ・私は、あくまでも行政を主体に考えているだけ。そう言った組織でやってもらえれば良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・守備範囲の違いだと思う。

〔中山座長〕

- ・そうなると今の2人の意見からすると、3項は「市民は、自らの意思で活動を行う権利のほか、市政及びまちづくりに関するそれぞれの過程に参加する権利を有する」

〔高橋委員〕

- ・その前に「意見表明、提案」を入れて。

〔中山座長〕

- ・「意見表明と提案」と言うのは、「それぞれの過程」の中に入っていると思うが。

〔水口委員〕

- ・「参加する権利」が良いと思う。そこで参加して意見の表明があると思うから。

〔逢坂副座長〕

- ・普通、そう言うものも含めて市民参加と一般的に解釈する事が出来ると思う。

〔水口委員〕

- ・意見表明まで細かく書く事はないと思う。

〔中山座長〕

- ・そこまで触れてしまうと、他の意味が薄くなってしまう。

〔水口委員〕

- ・多分それを書いてしまうと、説明が狭くなってしまわないか。

〔中山座長〕

- ・用語の定義の所でも市政とまちづくりとわざわざ定義をしており、この2つを入れそれぞれの過程に参加するとすれば、ほぼ行政の市政に参加する事に関してはこれで網羅できると思う。
- ・もう一度読み上げる。第3項「市民は、自らの意思で活動を行う権利のほか、市政及びまちづくりに関するそれぞれの過程に参加する権利を有する」
- ・そして第1号を削除する。確かにこの方がすっきりとする感じがする。

〔笠原委員〕

- ・用語の定義では(3)がまちづくりで(4)が市政になっているので、順序が違う。

〔中山座長〕

- ・順序を逆にする。

〔逢坂副座長〕

- ・まちづくりを先にした方が良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・事務局が最初のたたき台の時に、まちづくりを先にする順番で分けたと思う。

〔中山座長〕

- ・逆にした方が良いと思う。「まちづくり及び市政」にする。
- ・事務局も順番が逆でよろしいか。(事務局：了承)
- ・3項から検討を始めてしまったが、4項は前回で議論をしてそのままが良いと思う。
- ・1項と2項、解説は如何か。

〔高橋委員〕

- ・この後、後ろの方で検討をしようと思うが、その時に権利だけが書かれていることがあるが、「機会」について書かれている部分はあるだろうか。
- ・参加する権利はあるが、参加する「機会」が設けられるように設置されていないといけないと思う。
- ・「機会」が設けられないと自分で色々やらなければいけない部分が出てくる。
- ・今見てみると、総合計画の所では「機会」が設けられるのだが、他の所でも「機会」を設けるという事を入れた方が良いかどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・これは「機会」を入れた方が良い気がする。

〔高橋委員〕

- ・しかし、ここで入れるのはどうだろうかと言う気もする。
- ・各論のときに、「機会」を入れるかどうかを見ながら検討した方が良いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・各論は「機会」を入れないと、各論にはならないと思う。

〔中山座長〕

- ・しかし、もう各論に入っていると思うが。

〔逢坂副座長〕

- ・まだこの後に市民の権利を受けて、市民参加が出てくる。そこで各論で市民の参加の機

会を入れるかどうか検討しては。

〔高橋委員〕

- ・市政の運営の総合計画のところに、「機会」という言葉が出てくる。

〔笠原委員〕

- ・それは具体的に総合計画だけではなくて、第3節の行政手続や第26条（要望、意見等への対応）などで、それぞれに保障されるような形の仕組みづくりが制度設計になっていると思う。
- ・全体をもう一度見てもらい、不足している部分があれば発言願いたい。

〔中山座長〕

- ・それでは機会を保障するという事に関しては、各論の時に検討していきたいと思う。
- ・第9条は、解説も合わせてこれでよろしいか。（委員：了承）
- ・それでは第10条（市民の責務）に入る。

#### 第10条（市民の責務）

〔中山座長〕

- ・ここでは市民が、出来るだけ負担をするという書き方はやめようという事が論点となり、この文章になったと記憶している。皆さんの意見を伺いたい。
- ・過度の負担がかかっている文章にはなっていないと思うが。
- ・発言や行動を持つと言う事は、当然の事である。
- ・意見がなければ、第10条はこれでよしとする。

#### 第11条（子どもの権利等）

〔中山座長〕

- ・子ども権利等は、井上委員がいるときに検討したいので、この部分を飛ばして次の検討に入りたい。

#### 第12条（事業者の社会的責任）

〔中山座長〕

- ・この部分は前回のたたき台の検討のときに、殆ど修正が加わらなかった部分であり、このままで良いか、改めて確認する。如何か。

〔笠原委員〕

- ・現在CSRと言う活動も、経済の伝書鳩に結構出てくる様な流れなので、これはこのままで良いと思う。このCSRまで行くと、かえって事業者に対する過度の負担を求める形になり得ると思うので、このままで良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・CSRとは何か。

〔笠原委員〕

- ・企業の社会的責任を果たす事。

〔中山座長〕

- ・それをやっている事で、仕事を取り出せる。

〔笠原委員〕

- ・また逆に公益的な部分も出てくる。市役所の契約の中にも、割合尊重されると言う風潮だと思う。

〔中山座長〕

- ・事業者には過度の負担はかけないが、期待はしていると言う文章の内容のままでいきたいと思う。(修正なし)
- ・次に第4章に入りたい。

#### 第4章 議会 第13条(議会の役割及び責務)

〔中山座長〕

- ・ここで笠原委員から議会基本条例を早く策定してもらうように提案を答申の文章の中に付け加えるという事があった。

〔事務局～企画課長〕

- ・答申書の中で、それは抜き出しをする。
- ・解説では道議会の基本条例の事をあえて触れている。これは市民会議としての答申の解説なので、あえてこういう形で入れた方が良いと思い書き入れた。
- ・実際の答申時は制定されている場合もあるかもしれないし、もしかするとこの部分を省いた方が良いのかもしれない場合もあるが、あえて入れておいた。

〔中山座長〕

- ・議会基本条例に関しては答申時に提案したい。
- ・次に「けん制」と言う言葉を改めて検討することになっていたが、皆さんの意見を伺いたい。

〔笠原委員〕

- ・吹田市とか三鷹市では使っている。飯田市は「評価」と言う言葉を使っている。

〔杉本委員〕

- ・「けん制」しあう間柄ではないと思うが、お互いに同じ目的でやって貰わなくては困るので、けん制し合っているとどうにもならない。

〔笠原委員〕

- ・「評価」になると一方的になってしまうので、「けん制」と言うとお互いと言う意味になる。
- ・最終的に市長がいくら提案しても、議会の数で決まるという事があり、それが果たして良いのかどうかと言う事があるが、表現的には難しい部分があると思う。
- ・「けん制」はお互いと言う意味で、「評価」は一方的と言う意味になり得るという気がするが。

〔杉本委員〕

- ・とにかく基本的に目的として、市民生活に密着した良い市政を行うためにと言うところでまとめておいた方が良いと思う。
- ・その上で議会基本条例などはその目的に添ってもらい、けん制し合うとか市長から逆

質問が出来るなどを、ぶら下がり条例でやれば良いと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・広辞苑での「けん制」の意味は、「相手の注意を自分の方に引き付けるなどして、自由に行動させない事となっている。」

〔水口委員〕

- ・北見市議会は同じ事をやっている、けん制し合って動かないでいる。

〔逢坂副座長〕

- ・議会の権限というか、機能は2つあると思う。
- ・1つには議決権という事で、予算を承認したり色々な議案を決定・却下する事があると思う。
- ・もう1つは、その他の権限と言うものがある。
- ・これは「議長、副議長や選挙管理委員などを選挙する選挙権、市の執行機関の仕事や事務について監視的機能を果たし、けん制するための検視権がある。そして国等に市議会として、意見書を提出するなど市の機関として、議会の意思や見解を表明する。」とある。
- ・この監視をするということは、ただ監視をするのではなく、けん制をするために監視をするという意味だと思う。
- ・今回は執行部のやっている事は、議会がきちんと見ているのでしっかりとやりなさいという意味での「けん制」だと思っている。
- ・私は、監視をして「けん制」という事で入れておいた方が良いと思っている。

〔三原委員〕

- ・言葉としてはどうかと思うが、吹田市や丸亀市ではこの言葉を使っている。このことから言っても使う事は良いと思うが。

〔水口委員〕

- ・私は抵抗があるが、今の市議会はどちらにしても動かない。であれば私はあえて入れても良いと思っている。

〔高橋委員〕

- ・けん制し合って何も決まらないと言うのは駄目である、合意形成をきっちりやってほしい。健全なけん制と言うと皮肉になってしまう。

〔中山座長〕

- ・「評価」若しくは健全な「けん制」になるか。

〔杉本委員〕

- ・適正評価のような事をすると良いと思う。けん制という言葉はあるのかもしれないが、それに羞恥し過ぎてしまった反省があるような気がする。
- ・けん制という言葉から、議員の人たちが拡大解釈をして与党・野党などとなってしまう動かなくなる。
- ・そこで適正評価され、色々な政策を適正評価ができれば良いと思う。チェック機能と言う事も確かにあると思うのだが。

〔合田委員〕



・けん制という言葉に抵抗がある。他に何か言葉はないかと考えている。

〔中山座長〕

・杉本委員から「適正に評価する」という言葉が出たがどうか。

〔杉本委員〕

・「精査する」など。

〔水口委員〕

・けん制は良い意味では使わない。

〔笠原委員〕

・多治見市の解説文に出ているが、二元代表制と言う明確な制度なので、それぞれ市長や議員を市民が選んだという事で、それぞれ市民の意思を尊重するもの。

・ただ議会の数や市長の独断で決めるという暴走をお互いにけん制するということだと思ふ。

・通常な状態でこのことばかりやっていると、色々な問題が起きると思うが、本当の究極の場面での暴走をお互いにけん制する事により、市民からの負託を受けているという立場から大人の判断をしてもらいたいという事で、「けん制」という言葉で表現をしていると思う。

〔中山座長〕

・意見が割れた。私はどちらかと言うと「けん制」でも良い気がする。

・ただ水口委員が言われた事も良く分かる。あまりけん制し合っただけだと何も進まないと言う事もわかる。

〔事務局～企画課長〕

・やるとすると「けん制」を取って「監視」までにしてしまうのか。

・又は「けん制」に代わり違う言葉を使うとなると、多分その事が議論になる可能性は出てくると思う。

・やはり議会の役割と言うのは一定程度決められているので、違う言葉が出る事によってまた役割が違って来る。そうなれば「けん制」という言葉をそのまま残して、違う言葉に代えない方が良い気がする。

〔中山座長〕

・例えば「適正にけん制する」ではやはりおかしいか。

・我々はそのニュアンスで伝わるが。

〔杉本委員〕

・何となくセンチメンタル的にその部分はまずいのかと思っていたが、イデオロギー的なけん制の趣旨であるならば良いと思う。

〔中山座長〕

・常に前向きであるならば良いと思う。

〔水口委員〕

・先ほど笠原委員からの多治見市の説明があったが、そのことで納得すると思う。

〔中山座長〕

・「けん制」に対して解説の部分で詳しく書いた方が良い気がする。

〔杉本委員〕

- ・制度としてあるという事を書いた方が良いと思う。

〔合田委員〕

- ・解説でその事を書いていただければ良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・喧嘩の事ではないと言う事を書いてもらえれば良いと思う。

〔合田委員〕

- ・だから「ひらがな」を使っているのか。

〔逢坂副座長〕

- ・「けん制」と言う漢字はある。(牽制)

〔中山座長〕

- ・「けん制」に関しては、議会を健全に進めるために「けん制」するのだと言う部分を強調するように解説文に付け加えることとする。

〔事務局～企画課長〕

- ・解説の2行目の、「議会は、北見市の意思決定機関であるとともに、執行機関の行政運営を監視し」の後に、「けん制」を違う言葉に置き換えて説明し、「重要な役割を担っています。」と続くという事で、その部分を考えさせてもらう。

〔中山座長〕

- ・その他全体的に何かあるか。

〔笠原委員〕

- ・2号の部分をもう少し具体的にしたい。例えばこれは情報公開を共有する部分の原則に関わると思うが、本質的には市民の意思を把握し、政策の決定に反映させると言うような事になると思う。
- ・例えば「議会は、政策形成機能の充実を図るために、積極的に調査・研究を行うと共に、参考人制度という広く専門的な知見を生かすよう努めるものとする。」や市民の声を立法活動や調査活動などで積極的に行うものとするという事で、ここでは情報公開の共有の部分で議会や議員として、参考人制度など広く専門的な知識を生かせるような事をやってもらった方が良い気がする。

〔中山座長〕

- ・以前この事は栗山町の例で出されたもので、この事はここでは書き込んでいない。

〔杉本委員〕

- ・栗山町では、議会基本条例であり、議会基本条例が作れるようにしていれば良い気がする。
- ・栗山町でやっている大胆な今言われたような事までを、ここで表す事は難しいと思うのだが。

〔笠原委員〕

- ・そこまでは難しいと思う。ただ議会の役割や責務の中で、情報公開と共有だけなので、もう少し市民の声を政策立案するために、調査・研究やそのための政策費なども出ているので、きちんと活用すべきだと思う。

- ・気になっていることは、議会の仕組みの中で色々な委員会があるが、例えば土木関係の事業などで高額な部分には、きちんとした専門家を呼んで検討しているのかどうか疑問である。

〔杉本委員〕

- ・あの議論ではしていないと思うが。

〔笠原委員〕

- ・せっかく色々な専門家がいるので、参考人制度の中味も充実させてもらった方が気がする。

〔杉本委員〕

- ・広く市民の意見を取り入れるように。

〔中山座長〕

- ・ますます議会基本条例を早く作ってもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・先ほど言った「議会は、政策形成機能の充実を図るために、積極的に調査・研究を行うと共に、参考人制度という広く専門的な知見を生かすよう努めるものとする。」などを加えては。

〔逢坂副座長〕

- ・政策立案機能ですね。

〔中山座長〕

- ・これであれば、今検討した方が良くもしいない。

〔水口委員〕

- ・議会の制度としてあるのではないか。ただ、事前にやっているだけでは。

〔事務局～企画課長〕

- ・制度としてはある。しかし実際には行っていない。
- ・あるとすると、関係団体と委員会とが意見交換をするということ。そういう場を設けると言う事はたまにある。

〔笠原委員〕

- ・情報公開については別にあるので、2項は個人的に必要な気がする。

〔逢坂副座長〕

- ・これはあくまでも市民参加の共働を前提とした要素があり、議会は議会でやるという事で、この部分はペンディングになっていた。

〔笠原委員〕

- ・第5条で「市民、議会及び市長等は」と入っているので、ここであえて議会の情報公開を3項として付け加えるか、今言ったような政策立案関係を入れるか。
- ・先ほど水口委員が事務局と話されたように、利害関係者が集まるから、第3者機関や専門家の立場などもう少し客観性を持たせたような機能があれば良いと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・今議会で持っている会議規則で定まっているものは既に整理されている。
- ・それをするかしないかの問題だけで、整理されてないわけではない。

- ・規則で持っているものを基本条例の中で、きちんと謳おうと言う流れになっている。だからそれを謳ってしまうと色々な事を謳っていかなければならなくなるので、これは意思決定をするための1つの手法である。

〔水口委員〕

- ・ただ現実に行うとすると大変である。

〔杉本委員〕

- ・現実には議員達で1つのものを纏められていない気がする。

〔中山座長〕

- ・まず第2項を第6章の「情報の共有」に入れた方が良いのではないかという話があったがどうか。

〔高橋委員〕

- ・ここにあった方が良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・ここにもう1つあった方が良いかもしれない。ここで途中で中断しても訳が分からない事になると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・議会の情報公開についてたたき台を出したときに、情報の共有のところで議会や市民、市長と3者並べて書いていたが、ここは分けて議会は議会で情報共有を謳った方が良いという事になり、こちら側に持ってきた結論である。

〔笠原委員〕

- ・では3項として追加という事で良いのでは。

〔中山座長〕

- ・そうですね。では読み上げる。
- ・第3項 議会は、政策形成機能の充実を図るため積極的に調査研究等を行うと共に、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

〔笠原委員〕

- ・ここで引っかかるのは、制度がもう出来ているので、「参考人制度等」の部分が引っかかる可能性はあると思う。
- ・しかし「広く専門家等の知見を生かす」は一般論なのでぶつからないと思う。既に議会の中で制度が出来ている可能性もあるので引っかかる可能性はある。

〔杉本委員〕

- ・色々な専門家が出てくる可能性はある。

〔事務局～企画課長〕

- ・参考人制度や広く専門家を呼ぶというのは公聴会のような制度と言うのはある。しかし実際は機能はしていない。

〔笠原委員〕

- ・そう言う意味ではなく、やはり積極的にやってもらうお願いをしていること。

〔杉本委員〕

- ・する側は一方的な専門家だけではなく反論的な専門家もいるので、やはり制度も高まる

と思う。

〔水口委員〕

- ・意図的にやられてしまう可能性もある。

〔杉本委員〕

- ・意図的にやれてしまうのであれば、別々にけん制し合う。

〔逢坂副座長〕

- ・全体的には政策を立案して色々な事を調査すると言う事だと思う。これは議会としてはあるべき姿だと思う。
- ・実際は事務局が全部お膳立てをしたものをただ読んでいるなど、鳥取県の前の知事が道議会は学芸会だと言われているので、政策研究を一つ入れた方が良く思う。
- ・もう一つ「参考人制度により」という部分はどうかと思う。ただ「広く専門家等の知見を生かすように努めるものとする。」は大事な要素だと思っている。

〔中山座長〕

- ・逆にこの参考人制度をとられ、あくまでも参考人と言うのは浮く感じがする。この部分はなくした方が良くかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・先ほどの「けん制」の用語で色々議論があったが、その「けん制」の目的があくまでも政策形成(市民生活・まちづくり条例)で全体にプラスになる方向での政策権であり、これで具体的な方向性が付け加えられるはずだ。
- ・単なる足の引っ張りあいだけではなく建設的な「けん制」になると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・私も建設的な「けん制」となれば良く思う。

〔中山座長〕

- ・では「参考人制度等により」と言うのは除いてよろしいか。(委員了承)
- ・改めて、もう一度読み上げる。「3 議会は、政策形成機能の充実を図るため積極的に調査研究等を行うとともに、広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。」
- ・これに関する解説に関しては、事務局と共に付け加えたいと思う。
- ・第13条を確認する。
- ・「けん制」はこのままとするが、解説で「けん制」というのは、あくまでも行政を前向きに効率良く進めるものだという事を、解説2行目の「執行機関の行政運営を監視し、」の後に、加える。
- ・答申の際には議会基本条例を早く策定していただくように提案する。
- ・3項を先程のように加え、解説も加える。

#### 第14条(議員の役割及び責務)

〔中山座長〕

- ・最初、第2項は無かったが、付け加えた。
- ・解説で開かれた議会について、「市民の多様な意見や要望を把握し的確な判断」という部分で開かれた議会をつくりあげてもらおうということで解釈できる。

- ・全体的に如何か。

〔高橋委員〕

- ・議員になった人は「市民の多様な意見や要望を把握」がなかったら次に落選する。
- ・どちらかという、政策を表明して、それに対し市民が票をいれる形なので、今更「市民の多様な意見や要望を把握」を書かなくても良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・国政と地方の違いはあるが、最近地方は党派を超えて市民生活を第一に考えるので、イデオロギーその他の問題よりも、市民生活をいかに充実させ、魅力あるまちづくりをするかが前提になっている。
- ・その基準を考えていくと、自分の言いたいことは二の次にしてもらって、市民の要望意見や実態把握を最優先にしようのが今の流れ。
- ・昔みたく国政とダイレクトに繋がっているという発想では、もはやまずいのではないか。

〔水口委員〕

- ・本来書くことではなく、自身で認識しておかなければならないことであるが、こう書かざるを得ないのではないか。

〔杉本委員〕

- ・いままでの選挙制度を議会のグループにまで、反映させているのがおかしい。
- ・本来、議会の中は、市民の意見を集約して出さなければならない。

〔笠原委員〕

- ・多治見市では、解説で会派のことまで触れており、「条例ではそこまで踏み込んだ規定とはなっておりません」とあえて、断り書きまでしている。ただ、そこまでは難しい。
- ・昔は縦割りの補助金行政なので国政と市政がダイレクトに繋がることはありえたが、今結果的に地方分権など条件が変わっていくので、国政レベルでの政党を表に出すことにはならないのではないか。
- ・議員さんの意識も変えてもらわないとならない。

〔水口委員〕

- ・本来から言うと、地方議会の会派などは無くした方が良い。
- ・会派で動くと、止まって動かなくなる。本来、市民の立場で行動すると自ずと方向は決まってくるはずである。

〔杉本委員〕

- ・議会規則などで発言権が決められているはず。

〔水口委員〕

- ・自ら変えれば良いが、変えられない。

〔中山座長〕

- ・市全体の発展をみる人が議員になるべきだということで、この文章が必要になったのでこのままの文章で良いか。
- ・第14条全体でも修正なしで良いか。(委員了承)

第15条(市長の役割及び責務)

〔中山座長〕

- ・第2項の文中、「把握し」のあとに「責任を持って」が以前の会議で加えられている。
- ・この条に関して、如何か。このままでよろしいか。(委員了承)

#### 第16条(市長以外の執行機関の役割及び責務)

〔中山座長〕

- ・以前の会議でも、ここはこのままで良いとしていた。
- ・解説含め如何か。

〔杉本委員〕

- ・確認。副市長はどこに入るのか。

〔笠原委員〕

- ・副市長は市長部局で市長に入る。

〔中山座長〕

- ・他に無ければ、16条はこのままとする。(委員了承)

#### 第17条(職員の役割及び責務)

〔中山座長〕

- ・第2項は無かったが、吹田市を参考に追加した。
- ・各条項に問題は無かったと思うが、解説も含め何か意見あるか。

〔杉本委員〕

- ・職員達が一生懸命に専門的知識を駆使してやっても、外部から見ているとそれはハズレだよと思うことがある。
- ・外部から見ていると分かるが、それをなかなか修正できないらしい。
- ・先ほどの議会と同じように、広く知見を求めることは行政の中でもやっていると思うが、市民の意見はなかなか通らない。制度とか決まりとか、命令系統なのか。
- ・パブリックコメントなどの機会を多くするようなことがないのか。
- ・議会が紛糾するのは、誰もが納得できる政策を出せなかったことによる訳だから、制度の良い政策を立ち上げるのが一番だと思う。
- ・第2項にあるように、努力義務だけで良いのか。

〔水口委員〕

- ・この条項は変えられないと思うが、市民から言うと、いざと言う時に職員は保身に走る。
- ・そうなると、本来の仕事ではなく、ずれていくことが多々あるが、そのことをここに書けないと思う。
- ・保身になると、安全な方へいき、本来からずれる。もっと幅広く考え、出来るだろうと言ってもなかなか踏み込めない。規定や法律ですなどと言って逃げる。
- ・ただ、そこまで踏み込んで書けるかは難しい。

〔杉本委員〕

- ・第2項の職員の努力義務だけで片付けて良いものか。
- ・職員が真面目にやっているのに、それが出来ないと言うのはどこかのシステムがおかし

いのではないか。

- ・職員が能力をフルに発揮できるような環境づくりを、どこかでやらなければならないがそれをどこで謳うべきなのか。

〔笠原委員〕

- ・第21条の組織運営等で一応制度的には謳っている。
- ・第17条の元々のたたき台では、「全体の奉仕者」だったのを「市民の立場」に変えていただいた。
- ・「市民の立場」はあくまでも縦割りの組織ではなく、横断的に考える。組織は関係ない。
- ・それに対して組織機構が市民ニーズに応えられるものになっているかは、行政評価や進捗状況がわかる形で謳った。
- ・それ以上は書きにくいということがあった。最近では報道でも各自治体の給与が報じられ、財政的にも上手く機能しないと給与が下げられることになり、まちの経済活動が上手くもっていけるような考え方をしてもらわないと困るが、そのことは書けない。

〔水口委員〕

- ・なかなかこれ以上踏み込めない。表現としては。

〔中山座長〕

- ・できる限り解説で書いていくことになると思うが、職員の教育なり、知識の伝承などが付け加わると少しは補足になるのか。

〔杉本委員〕

- ・第17条は役割と責務なので、どう動かすかは書けない。

〔中山座長〕

- ・そうですね。

〔水口委員〕

- ・トップが意識すれば変わるはずだ。トップの意識が大きく左右する。ただそこまで書けない。

〔逢坂副座長〕

- ・逆に言うとトップの能力ということにもなる。職員だけ責めることにもならない。
- ・解説での「職員倫理条例」とは、今いっているようなことも含んでいるのか。各自治体の作り方だから分からないが、一般論的にどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・「職員倫理条例」には、そのようなことは入っていない。

〔杉本委員〕

- ・「職員倫理条例」はモラル的なもの。

〔中山座長〕

- ・ここは杉本委員が言われたとおり、「役割と責務」なのでこのままとし、若干検討できるとすれば笠原委員の言われた21条「組織運営等」のところで言う。
- ・第17条はこのままとする。(委員了承)

第18条(総合計画)



〔中山座長〕

- ・解説で今まで話し合われたことが、書かれている。
- ・全体を通して如何か。ここでは大きく変化させた経過があるが良く纏まったと思う。

〔高橋委員〕

- ・3項だけ「市長等」になっているが、「等」をつけた理由は何だったか。

〔逢坂副座長〕

- ・ここは「等」をつけておいた方が良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・策定するのは市長で、進行管理は市長等で良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・市長以外の執行機関も含めることで良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・総合計画の進行管理が、「等」だと教育委員会や農業委員会などバラバラに出てくると言うことか。

〔事務局～企画課長〕

- ・進行管理した結果に関しては、一つにして市民に公表していくことになる。進行管理していくのは、それぞれの執行機関や職員が行っていくということである。最終的には市長にはなるが。

〔笠原委員〕

- ・逆に1項2項は市長等にはならないので、このままで良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・変でなければ、このままで構わない。

〔中山座長〕

- ・全体的に纏まっており、このままで良いか。(委員了承)

#### 第19条(財政運営)

〔中山座長〕

- ・2項が加わった経過がある。その2項で事務局から「分かりやすい」の基準とはどういうことかと問われているが。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・見る人によって変わるので、どの程度までの分かりやすさなのか。

〔高橋委員〕

- ・以前の議論で、財務指標が一般的なものと市のものが違うのでという議論があったが。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・一般企業の指標なども、サラリーマンなど係っている人は分かるかもしれないが、そうでない方は分からないかもしれないので、どこまでが分かりやすいのか。

〔笠原委員〕

- ・最近、自治体の貸借対照表など新聞に出ている。あれが基本だと思う。
- ・それをどう分かりやすくするか。ニセコ町などは財政や町制要覧などのように、少しず

つ砕けていってもらえば良い。

- ・分かりやすい基準はない。受け取る側の問題もあるので。
- ・他自治体でやっているようなものは、できれば北見市でも取り入れていただきたい。
- ・以前の会議で、苦情申立ての比較を札幌市と北見市でしたとき、明らかに札幌市の方が分かりやすい。
- ・読んだ側よりも、ここは市の努力目標みたいな形でやってもらえれば良いのではないか。
- ・その都度改善される場合もあるので。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・逆にこの条例が達成されているかどうか検証する条文もあるので、北見市は分かりやすいものをつくっているのかどうか、検証しづらい部分がある。

〔笠原委員〕

- ・情報公開にしても一昨年と比較すると、感覚的に見ただけでも相当違う。
- ・それが集計表みたいなものが市民の評価対象にしていってもらえれば、検証はできるのかなと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・「分かりやすい」を考えると、2つあると思う。
- ・一つは企業会計で言うと貸借対照表、損益計算表など企業会計原則などあるが、これらはある程度一般的には分かりやすいと思う。これに置き換えるのが分かりやすいとなるのか。
- ・もう一つは、色々な資料を出すときに市民が分かりやすい表現の仕方で提示をしたり、評価してもらったり、工夫してもらおう分かりやすいがあると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・他市の財政運営の条文を見ても、「分かりやすい」となっているところもあるので、ある意味行政側の努力目標だと思う。今よりも工夫してくださいということだと思う。
- ・受け取る市民側からすると、一人ひとり捕らえ方が違うので行政側の努力義務で良いのではと思う。

〔水口委員〕

- ・そうだと思うが、我々がよく感じるのは老人に対する公文書が老人にはまったく分からない。読んでも理解できない。
- ・分からない文書を出して、最後は申請方式だから、誰も申請できない。
- ・行政に対しては「分かりやすい」を真剣に考えてほしい。

〔三原委員〕

- ・そのことは行政側の努力目標として、誠意をもってやってもらいたい。

〔中山座長〕

- ・「分かりやすい」はこのままとして、19条はこのままとする。(委員了承)

第20条(行政評価)

〔中山座長〕

- ・ここは当初、第1項と第3項だけだったが、苫小牧市の第23条を参考に第2項を追加

して、解説文に書いてあるように外部評価の整備と評価結果の適切な反映という順序にした経緯がある。

- ・事務局から投げかけられている「分かりやすく」については、先ほどと同じなので良いと思う。その他に何かないか。

〔笠原委員〕

- ・費用対効果、事業の取捨選択などについて、解説文にでも記述して貰えたら、もう少し良くなるのかと思う。
- ・評価には、行政の内部評価もあれば外部評価委員会もあるが、例えば、架けた橋の通行量がこれだけあって、それによってこれだけの便益がありました、というように見て分かる費用対効果の数式などを、解説部分で良いと思うが、そういう例を出して貰った方が良い。

〔中山座長〕

- ・今の話は1回目の検討時にも出ていた。「数値等を用いる」という部分で、費用対効果等を暗に含めるために、この「数値等を」という表現にしたはず。さらに解説部分で手法などを詳しく書いた方が良いのだろうか。

〔笠原委員〕

- ・やはり、書いて貰った方が良いかな。

〔事務局～企画課長〕

- ・キーワードとしては「費用対効果、事業の取捨選択」あたりになるのか。

〔笠原委員〕

- ・一般的には、そういう所から取っ掛かりができるのかと思う。

〔中山座長〕

- ・それでは、数値を用いるとはどういうことなのか、費用対効果等について解説に書くこととする。これも次回までの事務局への課題とする。

〔水口委員〕

- ・もう1つ確認したい。解説文に手法として「計画・実行・評価・改善」と書いてあり、これで良いのかもしれないが「検証・追跡」が必要ではないかと思う。これらをせずに単なる「改善」だけでは困る。行政が陥り易い部分で、追跡まで行なわなければ玉虫色で終わってしまう。それでは困るので、個人的には何らかの言葉を入れたいと思っているが、それが良いかどうか見当付かない。

〔逢坂副座長〕

- ・解説に入れることについてはどうだろうか。

〔水口委員〕

- ・「改善」に入るのかもしれないが、きちんと追跡をしておかないと駄目。単なる「改善」という表現で玉虫色のまま終わってしまう事が行政にはよくある。

〔高橋委員〕

- ・無駄だという評価で止めたが、結果として止めない方が良かったという事もあり得る。

〔水口委員〕

- ・ある。また、改善すると報告されても、そのとおりに行われていないものが結構ある。

〔逢坂副座長〕

- ・水口委員が言っているのは、フォローアップという意味合いとは違うのか。

〔水口委員〕

- ・それもあるが、それをどのように表現したら良いのか分からない。

〔笠原委員〕

- ・「改善」とは、事業を継続することを前提としたもの。そこには事業を打ち切るとか取捨選択するという場面がないからそういう形になる。
- ・補助金を貰って5年契約で事業をやっても放っておかれてしまう、それについての検証も何もないという状況。選択することによって何らかの便益はあったが、その後の始末するために莫大な費用が掛かってしまうこともあるので、その辺のことからも取捨選択の「捨てる」という決断をして貰いたいということもあり、先ほど発言した。

〔水口委員〕

- ・そこに含まれるのかなと思いつながりながら、笠原委員の意見を聴いていた。笠原委員の意見が反映されれば、今言ったことは触れられなくても良いのかもしれない。

〔事務局～企画課長〕

- ・仕組みとしては、評価をして改善見直しの方向性を定めるが、その改善はどうなったかという評価は翌年にしている。ところが、今の行政評価は内部評価なので、端から見て、きちんとやっていないのではという見方をされることはある。確かに、内部評価にも限界が来ているのかとも感じている。
- ・今は、ほんの一部の事業を抽出して外部評価をしているのが実態だが、そういう仕組みを作っていくことが今後の大きな課題でもある。
- ・評価の方法もいろいろあり、今の北見市は個々の事務事業の評価しか行っていないが、もっと大きな枠での施策評価に移行させるなどの課題があると思う。

〔中山座長〕

- ・「追跡・検証」は、PDCAサイクルの中では難しい。その中で、どうもっていくのか。同じサイクルの中で1つのことだけを考えるのであれば良いが、そうでない場合もあり、そうなると検証ができていないことになる。
- ・その辺は、内部事情に詳しい事務局と協議して、解説に加えるのか、加えないならその理由も含めて、次回の会議までにまとめたいと思う。

## 第21条（組織運営等）

〔中山座長〕

- ・この条を読むと、先ほど第17条で議論になったことが、解説の中に入っていると見受けられる。若い職員で問題になっている知識の減少と教育についても「積極的に職員を育成しなければならない」と書かれている。

〔笠原委員〕

- ・杉本委員などが言っているのは、おそらく行政改革の部分だと思う。多治見市では別条例を設けているが、一般的に総合計画にも行政改革は含まれていると認識しており、組織運営も行政改革の一環と考えれば行政評価の対象にもなり得る。したがって、第三者

機関ができると、行政改革に対する外部評価委員会も設置できるのではないかという意味からも、組織運営の基本はここに書いてあるとおりだが、同時に、解説部分で「行政改革についてもより積極的に進め、なお且つ行政評価の対象にもなる」という一文を入れて貰えば、杉本委員の心配は少し解消できるのかと思う。また、行政改革についても組織機構改革についても網羅できる。

〔中山座長〕

- ・行政改革を進めるのは市ではないのか。職員は、それに関わっているのだから、それを評価してというのは。

〔笠原委員〕

- ・第 21 条は組織運営だから、行政改革とは組織運営そのものに関わるもので、要するに、市民にとって使い易い組織かどうかということ。それと、無理、無駄がないか。
- ・多治見市の場合は、条文を別立てにしている。ただ、北見市の場合は、条文でそこまで触れられていないので、第 20、21、18 条あたりの解説の中でも行政改革を取り入れることが明記されれば解決すると思う。
- ・それが、高橋委員が言う組織機構の見直し機会、一応プランは立てて貰って、それに対して市民が関われるチャンスというものを制度的に創って貰えば良い。

〔中山座長〕

- ・確かに、条文でとなると別条を設けることになるので、解説文の中で、総合計画等を踏まえて行政改革に関して書けば良い。
- ・事務局への課題になるが、総合計画と調整しながら行政改革を進めるということ、「市長等は、行政改革を進め、市政運営の効率化に努める」というような一文を第 21 条（組織運営等）に加えることにする。ポイントは、行政改革を行うと運営が効率化されること。
- ・第 21 条の条文と解説について、その他に意見がないようなので、以上のようにする。

## 第 22 条（出資団体等に対する関与）

〔中山座長〕

- ・ここでは、経営状況や活動評価、活動成果、運営状況などが適切であるかを見て、支援や助言をするという形にしようということで、このような条文になっている。

〔笠原委員〕

- ・ここで問題になったのは存廃についてで、それで「検証する」という 1 項目を入れて、そして、解説の後段にある「必要性」という用語が出てきた。ある意味で、出資団体を減らして民間に委託するという流れもあり、この条は、そのことを確認するものだと思っている。先ほどの P D C A ではないが、ずっと改善だけでいくのか、それとも存廃まで含めるのかという所で議論があったと思う。必要性が無ければ放してしまえば良いのだが、そこまで解説文に書けるかどうか。

〔中山座長〕

- ・それは「必要性の検討を行う」という部分に含まれる。
- ・先ほど保留した行政評価の解説でも、この言い回しを使えば良い。
- ・その他、1 回目の検討で出された意見は全部反映されていると思うが、どうか。

〔合田委員〕

- ・解説の後から2行目に「定期的に検討を」と書かれているが「検証」ではないのか。

〔中山座長〕

- ・必要性についてなので「検討」で良いのではないか。
- ・笠原委員が言うように、もう少し踏み込んだ書き方をする手もあるが、少し生々しい気もする。例えば、必要性を検討した結果、必要でないと判断した場合、その団体はどうなるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・出資団体であれば出資を引き上げるとか、そうすると完全に民営化ということになる。

〔中山座長〕

- ・ということは、書くとすると「定期的に検討を行い、必要に応じて出資の引き上げ…」などとなるのか。それは書き過ぎか。

〔高橋委員〕

- ・効果があっても出資額を引き下げることが有り得る、採算が取れているから。

〔逢坂副座長〕

- ・「必要な措置」程度にして、あまり具体的にしない方が良いのでは。

〔事務局～企画課長〕

- ・その当時は必要性があったから出資したものであり、それは社会経済情勢で変わってくると必要性がなくなるものもある。

〔中山座長〕

- ・そもそも「検討を行い」で止まっているのがおかしく、副座長が言うように「～必要な措置を講じ、その結果を公表する」としたら良いのか。

〔笠原委員〕

- ・そうすると、必要な措置を講じた（決定した）後に公表することになる。

〔逢坂副座長〕

- ・「公表の後、必要に応じ、」どういう文になるのか。

〔笠原委員〕

- ・条文は「公表するものとする」で止めているので、その後については市民の判断に任せるといふ暗黙の意味があるのではないか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・そこまで具体的に書かずとも分かって貰えるのではないかという部分。

〔事務局～企画課長〕

- ・出資については、議会の関与などもあって、いろいろな手続きが出てくるので。

〔中山座長〕

- ・それでは、ここはこのままの状態ということ。

〔水口委員〕

- ・指定管理者もここに入るのか。今、ほとんどが指定管理者制度になっているが、ここでいう出資団体には指定管理者も含まれるのか。住民センターを管理している老人クラブなども含まれるのか。

〔高橋委員〕

- ・それは、第3号の「公の施設の管理を委ねている…」ではないか。

〔杉本委員〕

- ・単純に指定管理者と言っても、いろいろなものがある。

〔逢坂副座長〕

- ・そうしたものも含めた総論で言っているので、ここに含めようと思えば含められる。

〔笠原委員〕

- ・ただ、関与の仕方だと思う。例えば、町内会にも補助金は出ており、そこにどこまでするのか、メイン（資本）として出しているのかどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・全てが一緒にはならない。

〔笠原委員〕

- ・基本的に、指定管理者は市の施設を民間が管理運営することで、その中には町内会も入れることになっている。
- ・そこまで厳密に書くとすると、膨大なものになってしまう。

〔水口委員〕

- ・だけど、今はほとんどが指定管理者に移行しており、非常に多くの管理者がいる。そこをどの分野が関与するのか。

〔笠原委員〕

- ・逆に言うと、施設自体を売却してしまうという方向性も考えられる。

〔水口委員〕

- ・でも、出資金や資本金などは残っている場合が結構あるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・団体は別では。施設の売却とここでいう出資団体の扱いは別だと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・出資団体と指定管理者はニュアンスが違うと思うが。

〔事務局～企画課長〕

- ・出資団体と指定管理者は違うもの。条文のタイトルが「出資団体等」になっていて、市が関与している団体という押さえになる。

〔高橋委員〕

- ・だから、指定管理者は第3号に入るのではないか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・指定管理者に委託をする、その経営状況や管理方法などが良いものか悪いものかを検証する、そこで仮に、悪いとの判断になれば別の団体に委託先を替える事ができる、そういった一連の流れをここでは言っている。

〔逢坂副座長〕

- ・そうすると、解説の2行目「あるいは公の施設の管理委託や職員の派遣等」で解釈できないか。

〔水口委員〕

・理解したというか、ここではそういうことを言っているのだと思う。

〔事務局～企画課長〕

・非常に難しいと思う。指定管理者は本来、市が管理すべき施設の管理を委託している部分だが、出資団体や第3セクターは違う性質のものである。

〔水口委員〕

・今後、規模が大きくなっていくので、本来は区分けしなければならない部分なのかもしれない。

〔中山座長〕

・とりあえず、それらもこの中に含めるということによろしいか。

〔逢坂副座長〕

・指定管理者の運営に関する規則のようなものが必要ではないか。

〔杉本委員〕

・いずれは、必要になるだろう。ひとつの基準を示さなければ、指定管理者も運営が適正かどうかを判断できない。

〔三原委員〕

・そうした基準は市にある。

〔杉本委員〕

・あるのかもしれないが、結構自由にやっている指定管理者もある。

〔事務局～企画担当係長〕

・この条例で、出資団体や指定管理者などの状況を定期的に検証すると謳えば、その後に具体的にどうするのかといったことは、別に「ぶら下がり規則」などで規定することが必然となるので、読み取れるのではないかと思う。

〔中山座長〕

・そういうことで、ここでは含めるということにする。

・今日の検討はここまでにする。

## その他

〔中山座長〕

・次回以降の会議で「第8章 共働の推進」の条文を確認することになるが、1度検討した結果ではあるが、この「市民活動の促進」と「市民自治の促進」の2条の内容では、物足りないと感じている。市民はどうするのか、という部分は削除した方が良いことで削った経過はあるが、やはり何か必要だと思う。

・この部分について、全体会議での確認作業に入る前に、以前「共働」の考え方を検討した専門部会のメンバーで話し合いを持ちたいと考えている。よろしく願いたい。

## 次回の会議について



〔事務局～企画課長〕

・次回は、8月18日（火）に開催する。

〔中山座長〕

・以上で、本日の会議を終了する。

～ 検討内容のまとめ ～

第7条（共働の原則）

条文を一部修正

「地域の特性と独自性が活かされた個性豊かで」を削除。

解説文を一部修正

「協働」と「共働」の違いや替えていく理由等を解説で分かりやすく表す。

（事務局で再検討）

第8条（地域自治の原則）

条文を一部修正

「地域の特性と自主性を」を「自治区の特性と自主性を」に変更。

解説文を一部修正

「全国でも4番目に大きなまち」を「全国でも4番目に広いまち」に変更。

「地域の特性と自主性を」を「自治区の特性と自主性を」に変更。

第9条（市民の権利）

第3項 条文を一部修正

本文を「市民は、自らの意思で活動を行う権利のほか、まちづくり及び市政に関するそれぞれの過程に参加する権利を有する」とし、各号を削除。

第4項 条文を残し、解説文を加える（第6条の解説から移す）

「なお、市民は、参加しないことにより不利益な扱いを受けたり、参加を強制されるものではありません。」

第10条（市民の責務）

条文、解説文ともに修正なし

第12条（事業者の社会的責任）

条文、解説文ともに修正なし

第13条（議会の役割及び責務）

第3項 条文及び解説文を追加

条文は「議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。」とし、この項の解説文は次回までに事務局が案を作成する。

解説文を一部修正

条文中で「けん制」という言葉を使うこととし、解説文でその意味を分かりやすく説明する。次回までに事務局が案を作成する。

第14条（議員の役割及び責務）

条文、解説文ともに修正なし

第15条（市長の役割及び責務）

条文、解説文ともに修正なし

第16条（市長以外の執行機関の役割及び責務）

条文、解説文ともに修正なし

第17条（職員の役割及び責務）

条文、解説文ともに修正なし

第18条（総合計画）

条文、解説文ともに修正なし

第19条（財政運営）

条文、解説文ともに修正なし

第20条（行政評価）

解説文を一部修正

数値を用いることの具体的な説明として、費用対効果、事業の取捨選択を絡めて記述する。改善後の追跡、検証に関する記述の追加を検討する。

次回までに事務局が案等を作成する。

第21条（組織運営等）

解説文を一部修正

行政改革に関する記述を追加する。次回までに事務局が案を作成する。

第22条（出資団体等に対する関与）

条文、解説文ともに修正なし